

(別紙 2 の 三 への追加書面)

別紙 2 の 三に、下記の書面を追加する。

「採択変更」の所見は、客観性・合理性がなく問題がある

1、高校教科書採択は、事実上、各学校採択である。

現在、高校には、普通高校をはじめ、農業、工業、水産、看護、調理など種々の専門性のある高校があり、各学校ごとに子どもたちに最も適切な教科書の選定を希望し（事実証明書 16）、教育委員会は、各学校の希望通りに採択している（事実証明書 1）。つまり、事実上、各学校採択である。

2、県教委らは、「採択変更」に際して、より一層の「十分な調査研究」の義務を負う。

当該高校は、本採択において、現在使用している「詳説日本史（山川出版社）」から「最新日本史旧版（明成社）」への変更を希望した（事実証明書 14）。「希望する教科書について 別紙 1 事実証明書 8」には、「採択変更」する場合、使用教科書を継続して選定した場合と比較して、より一層の「十分な調査研究」が求められている。

3、「採択変更」の所見に関して疑問がある

3-1、「使用希望教科書についての所見（「平成 25 年度使用希望教科書報告書（事実証明書 16）」における、具体的な疑問点をいくつか述べる。

① 弓削高校

A 内容の選択・程度：「本文の中に資料類が過不足なく配列され、生徒たち 学ぶ上で多くの先人たちが築いてきた我が国の歴史への関心を高めることができる」

土居高校

C 内容の取り扱い・使用上の便宜：「図や資料が充実しており、生徒の興味・関心を高めるとともに、理解を容易にするよう配慮されている」

→「年表」がない代わりに、「年号一覧」と「皇室系図」を掲載するなどの問題（別紙 1、一 1 歴史の移り変わりを理解する上で問題がある P,1、二 1 A 天皇中心の歴史観としての「皇室系図」資料 P,3）には全く触れておらず、「適正かつ公正な」評価とはいえない。

②三瓶高校

B 内容の組織・配列・分量：「文章は記述内容が精選され、無駄を省いた簡潔明瞭なものとなっている」

E 総合所見「我が国の歴史の展開を、世界的視野に立って総合的に考察させることができるよう工夫されている」

→アジア太平洋戦争を「大東亜戦争」と表記し、他社では批判的に扱う「大東亜会議」

について、「大東亜共同宣言」を無批判に掲載し、傀儡政権が正しいかのような印象を与えるような問題ある内容（別紙1二1D「侵略戦争の正当化」と「戦争美談」の記述・資料<アジア太平洋戦争>P10～11）である。現在「大東亜戦争」などという名称を使用する教科書は、明成社以外にない。そして、侵略戦争を正当化することは、自国中心の一方的な認識であり、それは、別紙2においても引用した学力テスト最高裁判決の「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことは、憲法26条、13条の規定からも許されない」との記述となり、また、いわゆる検定基準の「近隣諸国条項」に抵触し、さらには、高等学校学習指導要領の日本史Bの「目標」の「我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に考察させ、我が国の伝統と文化の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う」にもとづく、「世界的視野に立って総合的に考察」するための必要な批判を省いており、「適正かつ公正」な評価とはいえない。

3-2、教育基本法や学習指導要領を評価することへの疑問

各学校とも、教育基本法の「日本の伝統文化を尊重」していることへの評価が多数記述されているが、このことをもって、教育基本法や学習指導要領に沿っているとは到底いえない。下記に、その理由を示す。

3-2-1、教育基本法及び、学習指導要領の目的・目標

まず、教育基本法及び、学習指導要領の目的や目標を確認しておく。

①教育基本法が求める目的・目標

教育基本法の目的及び理念は第一章の第一条及び第二条に示されている。

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

②学習指導要領について

学習指導要領の一般方針については、総則の冒頭で「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い（事実証明書 19「学習指導要領」文科省 HP より）」と示されている。つまり、学習指導要領は、教育基本法の目的や理念を達成するために作られたものであり、日本史 B においても、やはり、教育基本法の目的・理念を達成するための目標が示されているのである。

A 学習指導要領の基本方針

学習指導要領では、「改訂の基本方針①教育基本法改正で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること（事実証明書 20「学習指導要領」文科省 HP より）。」としている。そして、「生きる力」とは、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力，自らを律しつつ，他人とともに協調し，他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性，たくましく生きるための健康や体力（事実証明書 20「学習指導要領 第 2 節 改訂の基本方針」文科省 HP より）」であると提言する。

B 日本史 B の目標

1、目標 我が国の歴史の展開を諸資料に基づき、地理的条件や世界の歴史と関連づけて総合的に考察させ、我が国の伝統と文化の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。（事実証明書 21 日本史 B 文科省 HP より）

3-2-2、各学校の評価の誤り

では、上記で紹介した各学校の教育基本法や学習指導要領についての具体的な評価（事実証明書 16）が、教育基本法や学習指導要領に沿っているかどうか、検証する。

I、学習指導要領についての具体的な評価について

土居高等学校

A 内容の選択・程度：「学習指導要領の目標を達成する上で適切な内容が選択されている」

E 内容についての総合所見：「1、学習指導要領の目標を達成する上で適切な内容となっている」

I-1、学習指導要領の基本方針には沿わず、問題である。

土居高校は、何の説明もなく「学習指導要領の目標を達成する上で適切な内容」であると評価するが、明成社版教科書の記述の問題点をあらためて指摘する。

① 日本会議の国家主義などの基本方針にもとづく記述・資料の問題点

明成社版教科書は、「改憲右翼組織の『日本会議』の基本方針にもとづいて記述されている（別紙 1「当該教科書の記述内容には問題が多く、生徒のにとって適切な教科書ではない」P1）」。つまり、「明治以後に本格化するアジア諸国の植民地支配・侵略・占

領支配の加害行為に関する記述に対して『日本に誇りが持てない』『光輝ある歴史は忘れられまた汚辱され、国を守り社会公共に尽くす気概は失われ』と、これらの記述内容を批判し、削除させる運動を展開し、そのなかで自らが『日本人として誇りが持てる』教科書を作成するとして、高校用の日本史教科書『最新日本史』を作成（P1）」されたのである。また、自らの方針・取り組みである

「*憲法の日本の伝統・国柄に基づく『改正』推進

- *『国旗国歌法』の制定の要求
- *「有事法制」の制定の要求
- *『公共心』『愛国心』『豊かな情操』教育等を盛り込んだ『新教育基本法』の制定要求
- *『首相の靖国神社参拝』の要求
- *『国立追悼施設』建設に反対
- *女系天皇を認める『皇室典範』制定に反対
- *『外国人参政権』に反対
- *『選択的夫婦別姓法案』への反対（P2）」

を実現するため作成された教科書なのである。つまり、「天皇中心の歴史観に基づく記述・資料（P3）、日本国憲法よりも大日本帝国憲法と教育勅語を賛美する記述・資料（P4～6）、男性・支配者（天皇）中心の歴史観→女性・民衆を軽視した歴史観（P6～9）、「侵略戦争の正当化」と「戦争美談」の記述・資料（P9～11）別紙1」など別紙1で指摘した明成社『最新日本史』の記述の問題は、まさに、「日本会議」自らの基本方針を生徒らに教え込むために編集されたものであることは否定する余地がない。

このように、明成社『最新日本史』は、自らの基本方針に基づいて編集されており、もとより教育基本法や学習指導要領に従っていないことは、明らかである。

② 「生きる力」を育成することを妨げる問題

別紙1で教科書の記述・資料の問題を指摘したように、明成社版教科書は学習指導要領の基本方針である「生きる力」の育成に不可欠な「基礎・基本を確実に身につける」ことなど到底できない。3-1②のアジア太平洋戦争の記述の問題ひとつみても、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容」で、「自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」など育成できるはずもない。

I-2 高等学校学習指導要領の日本史Bの「目標」にも沿わない

3-1②で述べているので、参照されたい。

II、教育基本法についての具体的な評価について

教育基本法についての具体的な評価をみていく。

弓削高等学校

E 内容についての総合所見：「教育基本法では公共の精神の尊重や豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する態度などがうたわれている」

三瓶高等学校

A 内容の選択・程度：「生徒が我が国の伝統文化を尊重し、継承・発展させようとする意欲をもてるよう配慮されている」

E 内容についての総合所見：「生徒が我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深めるよう工夫されている」

II-1、教育基本法を「恣意的に」取り出して評価している問題がある

各学校とも、明成社『最新日本史』の「我が国の伝統文化を尊重」に関する記述が、教育基本法に沿っていると評価しているようである。しかし、「我が国の伝統文化の尊重」に関して教育基本法が求めているのは、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」である。

説明するまでもなく、一目瞭然だが、上記の評価は、この条文の中の、明成社『最新日本史』を採択するのに都合が良いと自分たちが考えた前半部分のみを、まさに「恣意的に」取り出して、明成社『最新日本史』を評価しているのである。

しかも、「日本の伝統文化」に関しても、別紙1「当該教科書の記述には問題が多く、生徒にとって適切な教科書ではない」で指摘しているように、明成社『最新日本史』は、天皇や支配層の「伝統文化」については、間違いも含めて、不必要なまでに記述しているが、他社の教科書が多くページをさいている「日本の庶民・民衆の伝統文化」については、全くといっていいほど記述していない。

そして、教育基本法第2条の後半部分「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」については、全く何も触れていない。それも当然と言えば当然、先のアジア太平洋戦争の記述だけみても、他社とは異質な「侵略戦争を正当化した自国中心の一方的な認識」を生徒らに押しつけ、「他国を尊重」するどころか、「他国を無視」し、「国際社会の平和と発展に寄与する態度を養」わないばかりか、「国際社会の平和を壊」す内容だからである。

教育基本法の目標である第二条五の前半は、自国・日本に関すること、後半は、自国と他国・国際社会との関係に関することについての記述であるので、両者は、明らかに、相互補完的な関係を成しており、前半・後半を一セットとした全体で、はじめて、条文として意味をもつものである。このことは、このような、ごく、わかりきった説明をしなくても、読めば、一目瞭然のことだろう。

このような構成で書かれている条文の、条文全体ではない、前半に一部分のみに対応する明成社教科書『最新日本史』の特色を指摘したところで、それのみを評価しても、教育基本法に沿っているとは言えないことは、あまりにも明らかである。そして、「日本

と伝統文化」の文言が教育基本法に加えられた背景に、これら「日本会議」の運動の展開があったこと、つまり、自分たちが編集した教科書を採択しやすくするため、教育基本法の改正も推進してきたことを指摘しておく。

3-3、明成社『最新日本史』が押しつける「日本の伝統文化」の欺瞞

Ⅱで、明成社『最新日本史』の「日本の伝統文化」を評価している。しかし、当該教科書が「日本会議」の基本方針に基づいていることを示したように、その内容は、「日本会議」の「日本の伝統文化」の認識を押しつけるものであることを、下記で論証していく。

3-3-1、明成社「最新日本史」が押しつける「日本の伝統文化」とは

明成社『最新日本史』を編纂した「日本会議」の「日本の伝統文化」の認識を下記に示す。

I、「日本会議」が目指すもの

1、美しい伝統の国柄を明日の日本へ

「皇室を敬愛する国民の心は、千古の昔から変わることはありません。この皇室と国民の強い絆は、幾多の歴史の試練を乗り越え、また豊かな日本文化を生み出してきました。」

「125代という悠久の歴史を重ねられる連綿とした皇室のご存在は、世界に類例をみないわが国の誇るべき宝というべきでしょう。私たち日本人は、皇室を中心に同じ民族としての一体感をいただき国づくりにいそしんできました。」

「私たちは、皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識こそが、「同じ日本人だ」という同胞感を育み、社会の安定を導き、ひいては国の力を大きくする原動力になると信じています。国際化が進み、社会が大きく変動しようとも、常に揺るがぬ誇り高い伝統ある国がらを、明日の日本に伝えていきたいと思えます（事実証明書 22 日本会議が目指すもの 日本会議 HP より）。」

「日本会議」が言うところの「日本の伝統文化」とは、「皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識」であり、「常に揺るがぬ誇り高い伝統ある国がら」のことである。

Ⅱ、誇り高い伝統ある国柄

では、彼らが「明日の日本に伝えて」いくことを目的とし編纂された教科書『最新日本史』にちりばめられている「誇り高い伝統ある国がら」とは何だろうか。

高井弘之氏は、安部首相を含む「日本会議」に所属する右翼・国家主義政権が、なぜ、「日本の伝統と文化の尊重」を押しつけるのか、そして、彼らが言う「日本の伝統と文化」とは何か、について、論考しているので、紹介する（事実証明書 23 「日本の伝統と文化の尊重とは何か」）。

一 右翼・国家主義政権は、なぜ、「日本の伝統と文化の尊重」を押し付けるのか
— ナショナルアイデンティティーの醸成・忠良な「日本国民」の育成 —

安倍・政権公約

安倍自民党は、2012年12月の衆議院選挙「政権公約」で、次のように述べている。

子供たちが日本の伝統文化に誇りを持てる内容の教科書で学べるよう、教科書検定基準を抜本的に改善し、あわせて近隣諸国条項も見直します。

近隣諸国条項とは「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という規定であるから、それを「見直す」とは、その「配慮」を取り止めるということである。つまり、近代日本のアジア侵略等、日本とアジア諸国との「関係としての歴史的事実」を、日本国家の好きなように記述するという宣言である。「日本の伝統文化に誇りを持てる内容の教科書」の実現は、このような、隣国を無視する自国中心的な姿勢と文脈のなかで謳われているものであることを、まず、確認しておきたい。

日本人創出装置としての「日本の伝統と文化」

第一次安倍政権によって改悪された教基法には、「伝統と文化を尊重」という文言が入れられているが、その「改悪」過程における中教審答申（『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』、2003年）は、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すためとして、次のような目標を掲げていた。

〔略〕自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心をはぐくむことが重要である。〔略〕

国民に「日本の伝統と文化」を「尊重」させようとする目的が、「尊重」させようとする者たちが望む「日本人」を「育成」し、「日本人であることの自覚」や「国を愛し、誇りに思う心」を「はぐくむこと」であることが、ここには、明瞭に示されている。「日本の伝統と文化の尊重」は、ナショナルアイデンティティーの確立・強化や愛国心涵養の手段として位置づけられているのである（事実証明書 23 P1）。

安部政権ら右翼・国家主義者は「日本会議」を設立し、これらを一早く体現した教科書、明成社『最新日本史』を編纂したのである。そして、彼らは、今後、すべての教科書の内容を『最新日本史』のように「改善」する、と宣言しているのである。

では、そもそも彼らが言う「日本の伝統と文化」とは何だろうか。

さらに、高井氏は、自民党憲法案を根拠に、下記のように結論づける。

「連綿と続く長い歴史を有するわが国において、天皇はわが国の文化・伝統と密接不可分な存在」という捉え方に基づく「わが国の『国柄』」とは、すなわち、「国体」のことである。「国体」とは、明治日本国家が、「日本の伝統」であるとして新たに創り

出した「大日本帝国の国柄」である。彼ら右翼・国家主義勢力が、大日本帝国の行ったことや「帝国」自体に関する批判的言説を許さぬことから明らかなように、彼らが「尊重」させたい「日本の伝統と文化」とは、基本的に、このような「大日本帝国の伝統と文化」なのである（事実証明書 23 P2 二）。

そして、高井氏は、彼らの「日本の伝統と文化」の核心に座る「国体」を、「明治の初めに、新国家が、列島の当時の住民たちを教化するために発した『人民告諭』の一つ『京都府下人民告諭大意（1869年）』」や、「教育勅語」、「国体の本義」などを根拠に、下記のように結論づける。

「神州日本は、天皇の祖先が開き、（外国のようにたびたび王が変わったりすることなく）一貫して万世一系の天皇が治める、上下の恩義・信頼関係が厚い国である。この「風儀」ゆえに、日本は、万国に勝る国であるのだ、というのである。（事実証明書 23 P3）」
「ここでも謳われているのは、天皇の祖先が国を始めたこと、「臣民」は代々天皇に忠義を尽くして来たこと、そして、それが、日本の国体だということである。（事実証明書 23 P3）」

「これらの例から明らかなように、国体イデオロギーとは、天皇統治正当化のための根拠を示すだけでなく、列島の人民が天皇に忠義を尽くし従うことこそが「日本の伝統」であるということまでも、含むものなのである（事実証明書 23 P4）。」

つまり、「日本会議」が言うところの「日本の伝統文化」とは、「皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識」であり、それは、「大日本帝国の伝統と文化」であり、具体的には「天皇の祖先が国を始めたこと、「臣民」は代々天皇に忠義を尽くして来たこと」「列島の人民が天皇に忠義を尽くし従うこと」である。

3-3-2、明成社『最新日本史』が押しつける「日本の伝統文化」は、問題がある

では、明成社『最新日本史』の具体的な記述について、その問題を検証していく。

A 天皇中心の歴史観にもとづく記述・資料

天皇中心の歴史観としての「皇室系図」資料

「年表」を削除した代わりに、皇統譜による「皇室系図」と年号（元号）一覧を掲載している。（中略）これでは、生徒らが、歴史を、天皇中心に理解するようになり、歴史を大衆（民衆）の視点から見たり、考えたりする視点が奪われ、偏った歴史観を持つようになり、歴史を総合的に客観的に理解できにくくなり、適切な教科書とはいえない（別紙 1 P3）。

伊勢神宮の本殿は法隆寺よりも古いのか

（前略）また、伊勢神宮は、「皇室」の祖神として「天照大神」祀っている神社であることを踏まえると、仏教寺院の建築よりも神社建築の歴史のほうが一時代古いと史実を逆に認識することで、日本の歴史を天皇中心に発展してきたと生徒たちに印象づけることにつながる。つまり、生徒たちは、史実と異なる歴史を、天皇中心にした極めて偏

った歴史認識を持つようになってしまう危険性があり、適切な教科書とは言えない（別紙1 P4）。

B 日本国憲法よりも大日本帝国憲法と教育勅語を賛美する記述・資料（以下、抜粋） **大日本帝国憲法と日本国憲法**

「他社の教科書には大日本帝国憲法の立憲主義に様々なかたちで制限を加えられていたことが記されている。山川出版社の『詳説日本史』でも「天皇と行政府の権限が極めて強いものであった」と書かれている。しかし、『最新日本史』には、天皇と行政府の権限が大きかったことの指摘はない。」

「他の教科書では、国民主権をはじめとする三原則を基本原則と位置づけて記述しているが、『最新日本史』では「この憲法は、象徴天皇・基本的人権の尊重・主権在民・平和主義などの特色をもっている」と書くのみで、新憲法に関する記述の量は大日本帝国憲法と比べて僅かである（別紙1 P4～5）。」

教育勅語

教育勅語の全文が載せられ、本文でも勅語が「英・独・仏・中の書く国語に翻訳されて海外に広く紹介された」と無批判に高く評価している。教育勅語は、忠君愛国を国民道徳として押しつける役割を果たしたが、「伝統的な国家間と人倫道徳とを融合させた国民道徳の表明」だったと位置づけられている。

教育勅語に対し、「その後の国民精神の形成に寄与し」と述べている。

教育勅語でとりあげられている各徳目について、「忠孝・博愛・修学・遵法・義勇奉公などの教えを、天皇みずから国民とともに実践しようとする念願が示されていた」としている。しかし、よくとりあげられる教育勅語の「父母ニ孝ニ」以下の徳目は、勅語の中で個別にとりあげられているわけではなく、これらの徳目は「皇運ヲ扶翼スヘシ」に集約され、国民を天皇制の維持発展に奉仕させることが目的とされていたのである。他の教科書では、こうした教育勅語による忠君愛国教育の問題が指摘されている。

脚注には学校儀式の中に勅語が位置づけられたことが書かれているが、いかに子どもたちに強制されたのかにはふれていない。授業での丸暗記をはじめ、学校の儀式の中で御真影拝礼・天皇陛下万歳・君が代斉唱と共に奉読された勅語は、子どもたちにとっては忘れられないものとなったのである。学校の儀式の中で、子どもたちに、感性の面から天皇への畏敬の念を培い、天皇・国家のために奉仕する精神を養った点で教育勅語は大きな役割を果たしたのである。こうした問題点にはまったくふれられておらず、教育勅語はひたすら美化されるのみである。（後略）

（別紙1 P5）

以上のように、明成社『最新日本史』が押しつける「日本の伝統文化」とは、天皇中心の歴史観に基づく記述や資料で一貫されており、大日本帝国憲法や教育勅語を評価する、まさに、「日本会議」が目指す、「皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識」や、「常に揺るがぬ誇り高い伝統ある国がら」を生徒らに押しつけるものであり、問題である。

さらに、上記論稿「日本の伝統と文化の尊重とは何か」（事実証明書 23）の三・四章においては、日本会議や安倍政権は言うに及ばず、現在通常使われているところの「日本の伝統と文化」なる言葉・概念および実態そのものが、古来、日本列島各地に生き、暮らして来た人々の「伝統と文化」などではなく、近代明治国家が人為的に創出・捏造したところの「伝統と文化」、つまりは、大日本帝国の伝統と文化」に過ぎないことが実証されている。

周知のように、現在の日本国憲法体制は大日本帝国及びその憲法体制の否定の上に存立しているものであるから、現在の教育・教科書においては、明成社版のように、「大日本国帝国の伝統と文化」に他ならない「日本の伝統と文化」を、批判的視点を介在させぬまま記述することは許されないことを申し添えておく。

4、結語

以上のように、明成社『最新日本史』は、日本会議の国家主義などの基本方針にもとづく記述・資料であり、教育基本法や学習指導要領に沿っておらず、「採択変更」の所見は、客観性・合理性がなく問題である。

添付書類

- 事実証明書 19 「学習指導要領」文科省 HP より
- 事実証明書 20 「学習指導要領 第2節 改訂の基本方針」文科省 HP より
- 事実証明書 21 日本史 B 文科省 HP より
- 事実証明書 22 日本会議が目指すもの 日本会議 HP より
- 事実証明書 23 「日本の伝統と文化の尊重とは何か」